

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 4 月 1 日～6 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事								
	①申請日 (協議書類の提出 年月日)	②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号 1	①申請日 平成24年 4月 25日 ②確認日 平成24年 4月 26日	1: 新築 専用住宅 敷地分割して 戸数は 2戸			-	-	-	-	○	○	○

(特記事項)

従前 193.21 m²の敷地を 2 分割し 2 戸の住宅を新築する案件で、敷地面積はそれぞれ 100.01 m²、93.19 m²とするものである。建築物の用途、敷地境界線からの離間距離はルールに適合しているが、1つの宅地は最低敷地面積に満たない。(93%) 従前面積を考慮し、やむ得ず承認した。

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 4 月 1 日～6 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
			1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途	
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1. 建築 (新築・増築・改築・その他) 2. 開発行為 3. 宅地造成 4. 工作物の建設 5. 用途の変更 6. 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定							
受付番号 2	①申請日 平成 24 年 4 月 25 日 ②確認日 平成 24 年 4 月 26 日	1: 新築 専用住宅 敷地分割して 戸数は 2 戸		-	○	○	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>従前 165, 44 m²の敷地を 2 分割して 2 戸の住宅を新築する案件で敷地面積はそれぞれ 82, 92 m²、82, 52 m²とするもので、敷地面積は最低限度に満たないが、角地の澄み切り、道路沿い部分の緑化を行い、敷地境界線からの後退距離を基準値以上に確保すること条件に環境に配慮した点を考慮して計画を承認した。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 4 月 1 日～6 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事									
	①申請日 (協議書類の提出 年月日)	②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号 3	①申請日 平成24年 5月 9日 ②確認日 平成24年 5月 9日	1: 新築 専用住宅 戸数は1戸			-	-	-	-	○	○	○	
<p>(特記事項)</p> <p>面積 100.04 m²の敷地に1戸の住宅を新築するもので、敷地面積、敷地境界線からの離間距離、建築物の用途等、地域まちづくりルールに適合していると認める。</p>												

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 4 月 1 日～6 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号 4	①申請日 平成24年 5月 9日 ②確認日 平成24年 5月 9日	1: 新築 専用住宅 戸数は1戸		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項) 面積 100.53 m ² の敷地に 1 戸の住宅を新築するもので、敷地面積、敷地境界線からの離間距離、建築物の用途等、地域まちづくりルールに適合していると認める。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 4 月 1 日～6 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳 細 な 規 定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
				1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改築 建築等の用途								
受付番号 5	①申請日 平成24年 5月 9日 ②確認日 平成24年 5月 9日	1: 新築 専用住宅 敷地分割 8宅地		-	-	○	-	△	○	○

(特記事項)

従前 707.07 m²の敷地を 8 分割して住宅建設を行うもので、今回は宅地の分割のみの申請で、申請者より 4 月 11 日に事前説明があった。

この計画は敷地面積が 80.01 m²~106.95 m² で、敷地面積は最低限度に満たないが、申請者は「約定書」により、1) 2 項道路の後退部分は道路状に整備する。2) 建物の外壁後退距離は 2 項道路 1.0m 1 項道路 0.5m, 事業区域内隣島間は 0.5m 後退する。3) 道路沿い後退部分は重点的に緑化する。等の遵守努力を表明し環境に配慮していると認め計画を承認した。

但し、各敷地の建築物の計画は事後の申請となるので、個別の建築物に対する用途、敷地境界線からの離間距離等は別途申請時に審査を要する。

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.6 ②申請日 平成24年 7月 11日 ③確認日 平成24年 7月 11日	1: 新築 専用住宅 (敷地分割 8 宅地の内 の 1 棟)		-	-	○	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>申請番号 NO.5 敷地分割 8 宅地の内 (A) 宅地。敷地面積は 80,01 m²と基準を満たしていない。</p> <p>しかし、敷地境界線より後退距離は 60cm 以上を確保し、前面道路沿いは緑化するなどの環境に対する配慮を行っている」と認め承認した。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 7 ②申請日 平成24年 7月 11日 ③確認日 平成24年 7月 11日	1: 新築 専用住宅 (敷地分割 8 宅地の内の 1 棟)		-	-	○	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>申請番号 NO.5 敷地分割 8 宅地の内 (B) 宅地。敷地面積は 80.02 m²と基準を満たしてない。 しかし、敷地境界線より後退距離は 60cm 以上を確保し、隣地境を緑化するなどの環境に対する配慮を行っていると同認承認した。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 8 ②申請日 平成24年 7月 11日 ③確認日 平成24年 7月 11日	1: 新築 専用住宅 (敷地分割 8 宅地の内の 1 棟)		-	-	○	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>申請番号 NO. 5 敷地分割 8 宅地の内 (C) 宅地。敷地で敷地面積は 80.02 m²と基準を満たしてない。 しかし、敷地境界線より後退距離は 60cm 以上を確保し、隣地境を緑化するなどの環境に対する配慮を行っている」と認め承認した。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
建築等の用途									
受付番号	①受付番号 NO. 9 ②申請日 平成24年 7月 11日 ③確認日 平成24年 7月 11日	1: 新築 専用住宅 (敷地分割 8 宅地の内 の 1 棟)	-	-	○	-	○	○	○
(特記事項)									
受付番号 NO. 5 敷地分割 8 宅地の内 (D) 宅地。敷地面積、敷地境界線より後退距離。建築物の用途、敷地内の緑化等地域まちづくりルールに適合している。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.10 ②申請日 平成24年 7月 11日 ③確認日 平成24年 7月 11日	1: 新築 専用住宅		-	-	-	-	○	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>敷地面積、敷地境界線からの後退距離、建築物の用途等 滝頭・磯子地区地域まちづくりルールに適合している。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.11 ②申請日 平成24年 8月 8日 ③確認日 平成24年 8月 8日	1: 新築 専用住宅 (敷地分割 8 宅地の内 の 1 棟)	-	-	-	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>申請番号 NO.6 (A) 敷地の建築物の計画変更。</p> <p>敷地面積は 80.01 m²と基準を満たしていない。敷地境界線より後退距離は 60cm 以上を確保し環境に対する配慮を行っている」と認め承認した。</p>									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.12 ②申請日 平成24年 8月 8日 ③確認日 平成24年 8月 8日	1: 新築専用住宅 (敷地分割 8 宅地の内の 1 棟)		-	-	○	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>申請番号 NO. 8 (C) 敷地の建築物の計画変更。</p> <p>敷地面積は 79.00 m²と基準を満たしてない。</p> <p>敷地境界線より後退距離は 60cm 以上を確保し、隣地境を緑化するなどの環境に対する配慮を行っていること認め承認した。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.13 ②申請日 平成24年 8 月 8 日 ③確認日 平成24年 8 月 24 日	1: 新築 長屋住宅 (2戸)	-	-	-	-	○	○	
(特記事項)									
敷地面積は 62,66 m ² と基準を満たしていないが従前敷地に建替えを行うものでやむ得ない。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO. 14 ②申請日 平成24年 9月 12日 ③確認日 平成24年 9月 12日	1: 新築 戸建住宅	-	-		-	○	○	○
(特記事項)									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改築	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.15 ②申請日 平成24年11月12日 ③確認日 平成24年11月12日	1: 新築 専用住宅	-	-	-	○	○	○	
(特記事項) 隣地との離間距離は 500mm を確保すること。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.16 ②申請日 平成24年11月12日 ③確認日 平成24年11月12日	1: 新築 専用住宅	-	-		-	○	○	○
(特記事項)									

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
			1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 ----- 建築等の用途	ルールの詳細な規定						
受付番号	①受付番号 NO.17 ②申請日 平成24年11月12日 ③確認日 平成24年11月12日	1: 新築専用住宅		-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 76,66 m ² であるが、既存敷地の建替えのため了承。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.18 ②申請日 平成24年12月12日 ③確認日 平成24年12月12日	1: 新築 専用住宅	-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 92.53 m ² と基準未滿だが、既存敷地の建替えのため了承。									

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 ----- 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.19 ②申請日 平成24年12月12日 ③確認日 平成24年12月12日	1: 新築 共同住宅		-	-	-	○	-	○	○
(特記事項) 隣接している行き止まり道路について、災害時に敷地内通り抜け通路を確保することにより承諾した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
			1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途	
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 ----- 建築等の用途	ルールの詳細な規定							
受付番号	①受付番号 NO. 20 ②申請日 平成24年12月12日 ③確認日 平成24年12月12日	1: 新築専用住宅		-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 75.32 m ² と基準を満たしてないが、従前敷地の建替えのため了承。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 ----- 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.21 ②申請日 平成24年12月12日 ③確認日 平成24年12月12日	1: 新築 戸建住宅		-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 86.07 m ² と基準を満たしていないが、従前敷地の建替えのため了承。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 24 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 ----- 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 22 ②申請日 平成24年12月 12日 ③確認日 平成24年12月 12日	1: 新築 専用住宅 3棟		-	-	○	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>面積 243.85 m²の敷地を 3 分割する計画で各敷地は基準に満たないが、敷地内の緑化に協力すること、壁面後退を多くとり良好な住環境に配慮することを条件として承認した。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンルーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO. 23 ②申請日 平成25年1月9日 ③確認日 平成25年1月9日	1: 新築 戸建住宅 1棟		○	-		-	-	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途		1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワン ルーム	5) 敷地分割の面積の最低 限度	6) 敷地境界線からの壁面 後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 24 ②申請日 平成25年2月 13日 ③確認日 平成25年2月 13日	1: 新築 戸建住宅 1棟		-	○		-	-	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 25 ②申請日 平成25年2月 14日 ③確認日 平成25年3月 15日	1: 新築 戸建住宅 2棟		-	-		-	△	○	○
(特記事項) 従来 175.13 m ² の敷地を 2 分割し建築するものでやむ得なく承認した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンルーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO.26 ②申請日 平成25年2月13日 ③確認日 平成25年2月13日	1: 新築 戸建住宅 1棟		-	-		-	-	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンル ーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO. 27 ②申請日 平成25年2月 13日 ③確認日 平成25年2月 13日	1: 新築 戸建住宅 1棟		-	-		-	-	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンルーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO. 28 ②申請日 平成25年3月 15日 ③確認日 平成25年3月 15日	1: 新築 戸建住宅 1棟		-	-	○	-	-	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンルーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO.29 ②申請日 平成25年3月15日 ③確認日 平成25年3月15日	1: 新築 戸建住宅 1棟		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンルーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO. 30 ②申請日 平成25年3月 15日 ③確認日 平成25年3月 15日	1: 新築 戸建住宅 1棟		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンルーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO. 31 ②申請日 平成 25 年 3 月 15 日 ③確認日 平成 25 年 3 月 15 日	1: 新築 戸建住宅 1 棟		-	-	-	-	-	○	○
(特記事項) 既存住宅の建替え										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な 規定	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃		1) ブロック 塀の改善	2) 角地 の隅切り	3) 道路 沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同 住宅の場合 のワンルーム	5) 敷地 分割の面積 の最低限度	6) 敷地 境界線から の壁面後退	7) 建築 物の用途
受付 番号	①受付番号 NO. 32 ②申請日 平成25年3月 15日 ③確認日 平成25年3月 15日	1: 新築 戸建住宅 1棟		-	-	-	-	-	○	○
(特記事項) 特になし										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.1 ②申請日 平成25年 4月 12日 ③確認日 平成25年 4月 12日	1: 新築 共同住宅 (ワンルームタイプ) 4戸		-	○	-	△	-	○	△
(特記事項) 1) 敷地面積は 93.23 m ² と 100 m ² を下回っているが既存敷地のため止む得ず承認した。 2) ワンルームタイプの共同住宅であるが管理者の連絡先の提示を条件に承認した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 2 ②申請日 平成25年 4月 12日 ③確認日 平成25年 4月 12日	1: 新築 店舗兼用住宅 1戸		-	○	-	-	-	○	○
(特記事項) 1) 敷地面積は 92.58 m ² と 100 m ² を下回っているが既存敷地のため止む得ず承認した。 2) 道路境界線との離間距離は 0.299m~0.338m~0.450m と 0.5m を満たしてないが角地のため承認。 3) 隣地との離れ (0.486m) について話し合いを要請した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 3 ②申請日 平成25年 4月 12日 ③確認日 平成25年 4月 12日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	○	-	-	○	○
(特記事項) 1) 敷地面積は 97.71 m ² だが既存敷地のため止む得ず承認した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 4 ②申請日 平成25年 5月 8日 ③確認日 平成25年 5月 8日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	-	-	-	○	○
(特記事項) 1) 敷地面積は 54.32 m ² だが既存敷地のため止む得ず承認した。 2) 建て売り物件のため住宅購入者へ重要説明事項として「町内会への入会」を要請。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 5 ②申請日 平成25年 5月 8日 ③確認日 平成25年 5月 8日	1: 新築 共同住宅 (ワンルームタイプ) 8戸		-	-	○	△	-	△	△
(特記事項) 1) 狭い空間でも緑化に努めて下さい。 2) 隣地住民と誠意を持って話し合い合意を得て下さい。 3) 建築後の所有者、管理者を明確にして下さい。 4) 建築後に問題が発生しないことを前提に 2)、3) 似ついで確実に町内会長に報告して下さい。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
	建築等の用途									
受付番号	①受付番号 NO. 6 ②申請日 平成25年 6月 14日 ③確認日 平成25年 6月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	○	-	-	○	○
(特記事項)										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 7 ②申請日 平成25年 6月 14日 ③確認日 平成25年 6月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	○	-	-	○	○
(特記事項)										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 8 ②申請日 平成25年 6月 14日 ③確認日 平成25年 6月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	○	-	-	○	○
(特記事項)										
1) 敷地面積は 83.661 m ² だが受付番号 H24-5 の 8 宅地分割申請で承認済み。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 9 ②申請日 平成25年 6月 14日 ③確認日 平成25年 6月 14日	1: 新築 専用住宅 3棟		-	-	-	-	-	○	○
(特記事項) 1) 敷地分割は受付番号 H24-22 で承認済み、今回は建築物の計画のみ。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.10 ②申請日 平成25年 6月 14日 ③確認日 平成25年 6月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項) 1) 敷地分割は受付番号 H25-11 で相談中。よって、建築計画についても相談とした。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.11 ②申請日 平成25年 6月 14日 ③確認日 平成25年 6月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	-	-	○	-	-
(特記事項) 1) 敷地分割の事前相談とし計画の再検討を求めた。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.12 ②申請日 平成25年 6月 14日 ③確認日 平成25年 6月 14日	1: 新築 共同住宅 (ワンルームタイプ) 4戸		-	-	-	△		-	△
(特記事項) 1) 共同住宅(ワンルームタイプ)計画の事前相談(近隣との話し合いを要請。)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.13 ②申請日 平成25年 7月 10日 ③確認日 平成25年 7月 10日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.14 ②申請日 平成25年 7月 10日 ③確認日 平成25年 7月 10日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.15 ②申請日 平成25年 7月 10日 ③確認日 平成25年 7月 10日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.16 ②申請日 平成25年 7月 10日 ③確認日 平成25年 7月 10日	5: 用途の変更 敷地分割 4 宅地	-	-	-	-	○	-	-
(特記事項) 敷地の 4 分割を行なうものであるが敷地規模は規定以上を確保している。									

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.17 ②申請日 平成25年 8月 14日 ③確認日 平成25年 8月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項) 1) 敷地を3分割して建築するものであるが敷地面積は規定以上を確保している 2) 緑化を要請した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.18 ②申請日 平成25年 8月 14日 ③確認日 平成25年 8月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項) 1) 敷地を3分割して建築するものであるが敷地面積は規定以上を確保している。 2) 緑化を要請した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.19 ②申請日 平成25年 8月 14日 ③確認日 平成25年 8月 14日	1: 新築 専用住宅 1戸		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項) 1) 敷地を3分割して建築するものであるが敷地面積は規定以上を確保している。 2) 緑化を要請した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 20 ②申請日 平成25年 9月 11日 ③確認日 平成25年 9月 11日	1: 新築 専用住宅 1戸		○	-	-	-	-	○	○
(特記事項) 1) 既存宅地の建替えて敷地面積は規定以下であるが止むを得ない。 2) 道路後退に伴いブロック塀の撤去を要請										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
			1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定						
受付番号	①受付番号 NO.21 ②申請日 平成25年 9月 11日 ③確認日 平成25年 9月 11日	5: 用途の変更 敷地分割 2 宅地		-	-	-	-	△	-
(特記事項) 1) 敷地面積約 175 m ² の敷地の 2 分割で規定以下の敷地面積になるが止む得ず承認した。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.22 ②申請日 平成25年 9月 11日 ③確認日 平成25年 9月 11日	1: 新築 専用住宅 2棟		-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 1) NO.21 で分割を承認した宅地に建築するものである。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.23 ②申請日 平成25年 9月 11日 ③確認日 平成25年 9月 11日	1: 新築 専用住宅 1 棟		-	-	○	-	△	○	○
(特記事項) 1) H24-N0.5 で承認した敷地 8 分割の宅地に建築するものである。 2) 道路沿いの緑化を要請した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.24 ②申請日 平成25年 9月 11日 ③確認日 平成25年 9月 11日	1: 新築 専用住宅 1棟		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.25 ②申請日 平成25年10月15日 ③確認日 平成25年10月15日	1: 新築 専用住宅 1棟		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.26 ②申請日 平成25年 11月 13日 ③確認日 平成25年 11月 13日	1: 新築 専用住宅 1棟		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.27 ②申請日 平成25年 11月 13日 ③確認日 平成25年 11月 13日	1: 新築 専用住宅 1棟		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.28 ②申請日 平成25年 11月 13日 ③確認日 平成25年 11月 13日	1: 新築 長屋住宅 1棟2戸		-	-	○	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 29 ②申請日 平成25年 11 月 13 日 ③確認日 平成25年 12 月 21 日	1: 新築 共同住宅 1 棟 14 戸		-	○	-	△	-	○	△
<p>(特記事項)</p> <p>近隣説明会の開催を求め、実施した。</p> <p>確認事項 ①町内会非費の負担。②ゴミ置き場の設置。③駐輪場の設置。④道路後退部分の確認。 ⑤敷地境界の確認。⑥町内会掲示板の移設。以上の要望事項を容認したので承認した。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.30 ②申請日 平成25年 12月 11日 ③確認日 平成25年 12月 11日	1: 新築 専用住宅 1棟		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO. 32 ②申請日 平成26年 1月 8日 ③確認日 平成26年 1月 8日	1: 新築 専用住宅 2階建 1棟	-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 100 m ² に満たないが止む得ず承認した。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.33 ②申請日 平成26年 1月 8日 ③確認日 平成26年 1月 8日	1: 新築 専用住宅 2階建 1棟		-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 100 m ² に満たないが止む得ず承認した。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.34 ②申請日 平成26年 2月 12日 ③確認日 平成26年 2月 12日	1: 新築 長屋住宅 2階建 1棟 3戸		-	○	○	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.35 ②申請日 平成26年 3月 12日 ③確認日 平成26年 3月 12日	1: 新築 戸建住宅 2階建		-			-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.36 ②申請日 平成26年 3月 12日 ③確認日 平成26年 3月 12日	1: 新築 長屋住宅 2階建		-			-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.1 ②申請日 平成26年 4月 9日 ③確認日 平成26年 4月 9日	1: 新築 木造2階建 専用住宅 (1戸)		-	○	-	-	△	○	○
(特記事項)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.2 ②申請日 平成26年 6月 11日 ③確認日 平成26年 6月 11日	1: 新築 軽量鉄鋼造 2階建 長屋住宅 (2戸)		○	-	-	-	○	○	○
(特記事項) ブロック塀は 4 段積 + フェンス にすること。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.3 ②申請日 平成26年 6月 11日 ③確認日 平成26年 6月 11日	3 : 土地の区画形質 の変更	-	-	-	-	-	-	-
(特記事項) 近隣と話し合い了解を得てから着工すること。									

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.4 ②申請日 平成26年 6月 11日 ③確認日 平成26年 6月 11日	1: 新築 木造平屋建 専用住宅 (1戸)		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 7 月 1 日～ 9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.5 ②申請日 平成26年 8月 13日 ③確認日 平成26年 8月 13日	1: 新築 木造2階建 専用住宅 (1戸)		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 7 月 1 日～ 9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO. 6 ②申請日 平成 26 年 9 月 10 日 ③確認日 平成 26 年 9 月 10 日	1: 新築 木造 3 階建 専用住宅 (1 戸)	-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 60, 03 m ² と 100 m ² に満たないが従前敷地の建替えのため承認した。									

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.7 ②申請日 平成26年10月15日 ③確認日 平成26年10月15日	1: 新築 木造2階建 専用住宅 (1戸)		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 8 ②申請日 平成 26 年 10 月 15 日 ③確認日 平成 26 年 10 月 15 日	1: 新築 木造 2 階建 専用住宅 (1 戸)		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項)										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.9 ②申請日 平成26年10月15日 ③確認日 平成26年10月15日	1: 新築 鉄骨3階建 専用住宅 (1戸)		-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 敷地面積は 75.72 m ² と規準に満たないが従前敷地の建替えのため承認した。										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.10 ②申請日 平成26年10月15日 ③確認日 平成26年10月15日	1: 新築 鉄骨2階建 共同住宅 (4戸)		○	-	○	○	○	○	○
(特記事項)										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.11 ②申請日 平成26年10月15日 ③確認日 平成26年10月1日	3: 敷地の分割		-	-	-	-	×	-	-
<p>(特記事項)</p> <p>敷地面積 309.67 m²の敷地を 5 分割する事前相談である。まちづくりルール第 9 条に適合しないため再考をお願いした。</p>										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.12 ②申請日 平成26年11月12日 ③確認日 平成26年11月12日	1: 新築住宅 4 棟 3: 敷地の分割 4 宅地		-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 1 : 309.67 m ² の敷地を 4 分割し 1 宅地当たり約 75 m ² をやむなく認めた。 2 : 道路境界からの後退 1m を確保した。 3 : 二項道路後退部分の道路状舗装を要請。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.13 ②申請日 平成26年11月12日 ③確認日 平成26年11月12日	1: 新築住宅1棟		-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 1: 既存住宅の建替え (敷地面積 90.19 m ²)										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO. 14 ②申請日 平成26年11月12日 ③確認日 平成26年11月12日	1: 新築住宅1棟		-	△	○	-	○	○	○
(特記事項) 1: 角切りの要請。										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.15 ②申請日 平成26年 12月 10日 ③確認日 平成26年 12月 10日	1: 新築 木造 2 階建 専用住宅 (1 戸)		-	-	-	-	○	○	○
(特記事項) 既存住宅の建て替え。特に問題なし。										

凡 例 ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項
 - ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 26 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.16 ②申請日 平成26年 12月 10日 ③確認日 平成26年 12月 10日	1: 新築 木造 2 階建 専用住宅 (1 戸)	-	○	-	-	△	○	○
(特記事項)									
既存住宅の建て替え(建て売り:敷地面積 78.09 m ²)。 敷地の角を隅切りする計画になっているが、その部分に電柱があるため、以下 2 項目を連絡の上承認した。 1. セットバックした土地内に電柱の移設をしてください。 2. セットバックしたところは道路形態と同一にしてください。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 27 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.17 ②申請日 平成27年 1月 15日 ③確認日 平成27年 1月 15日	1: 新築 木造 2 階建 専用住宅 (1 戸)	-	-	-	-	△	○	○
(特記事項) 既存住宅の建て替え(建て売り:敷地面積 73.74 m ²)。特に問題なし。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 27 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること						
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退
	建築等の用途								
受付番号	①受付番号 NO.18 ②申請日 平成27年 2月 1日 ③確認日 平成27年 2月 16日	1: 新築 木造 2 階建 専用住宅 (1 戸)	-	-	-	-	△	○	○
(特記事項)									
12 月 10 日に確認した NO. 26-16 の物件の再申請 (設計変更)。 既存住宅の建て替え (建て売り : 敷地面積 78.09 m ²)。 今回の申請には隅切りがない。 以下の連絡事項を記載の上承認した。(詳細は会長一任) 設計変更前の 1.2. については、そのまま確認してください。									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 27 年 1 月 1 日～3 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号	①受付番号 NO.19 ②申請日 平成27年 3月 16日 ③確認日 平成27年 3月 16日	1: 新築 木造 2 階建 専用住宅 (4 戸)		-	-	-	-	△	○	○
<p>(特記事項)</p> <p>11 月 12 日に確認した NO. 26-12 の物件の再申請。 敷地を 4 分割して 1 宅地あたり平均約 75 m²は前回と変わらず。 分割した宅地同士の壁面後退は 0.5mだが、他の敷地境界からは 1m確保されている。 以下の連絡事項を記載の上承認した。 NO. 12 での連絡事項については、そのまま厳守してください。</p>										

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 27 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年月 日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号 1	①平成27年4月3日 ②平成27年4月9日	1, 5 長屋建て 住宅		○	-	-	-	○	○	○
受付番号 2	①平成27年4月5日 ②平成27年4月9日	1, 4 戸建 住宅		○	-	○	-	△	○	○
受付番号 3	①平成27年4月7日 ②平成27年4月9日	1 戸建 住宅		○	-	○	-	-	○	○

受付番号 4	①平成27年5月19日	1 共同住宅		○	-	○	△	-	○	○
	②平成27年5月22日	近隣の住民の了解を確認してください。								
受付番号 5	①平成27年5月22日	1 共同住宅		○	-	○	-	○	○	○
	②平成27年5月22日									
受付番号 6	①平成27年5月22日	1 戸建て 住宅		○	-	-	-	-	○	○
	②平成27年5月22日									
受付番号 7	①平成27年5月22日	5 戸建て 住宅		○	-	○	-	△	○	○
	②平成27年5月22日									
受付番号 8	①平成27年5月22日	5 戸建て 住宅		○	-	○	-	○	○	○
	②平成27年5月22日									

受付番号 9	①平成27年5月22日	5 戸建て 住宅		○	-	○	-	○	○	○
	②平成27年5月22日									
受付番号 10	①平成27年6月2日	1 専用住宅		○	-	○	-	-	△	-
	②平成27年6月10日									
受付番号 11	①平成27年6月10日	1 戸建て 住宅		○	-	○	-	△	○	○
	②平成27年6月10日									

凡 例	○	ルールに適合している事項	△	ルールに配慮した事項
	-	ルールに関係しない事項	×	ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 27 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
				1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
12	①申請日 (協議書類の提出年月日) ②確認日 (協議終了の年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	○	-	○	-	-	○	○
		建築等の用途								
13	①平成27年7月31日 ②平成27年8月12日	1, 5 居宅 住宅		○	-	○	-	△	○	○
		①平成27年8月10日 ②平成27年8月12日								
14	①平成27年7月16日 ②平成27年8月12日	1, 5 居宅 住宅		○	-	○	-	△	○	○
		①平成27年7月16日 ②平成27年8月12日								

受付番号 15	①平成27年8月3日	1,5 共同住宅		○	-	△	△	△	△	○
	②平成27年8月12日	近隣の住民の了解を確認してください。								
受付番号 16	①平成27年8月3日	1,5 共同住宅		○	-	△	△	△	△	○
	②平成27年8月12日	近隣の住民の了解を確認してください。								
受付番号 17	①平成27年9月9日	1 共同住宅		○	-	○	-	△	○	○
	②平成27年9月9日									

凡	例	○	ルールに適合している事項	△	ルールに配慮した事項
		-	ルールに関係しない事項	×	ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会

地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール

報告対象期日 : 平成 27 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
				1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途	
18	①平成27年9月26日 ②平成27年10月14日	①申請日 (協議書類の提出年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	○	-	△	-	-	○	○
		②確認日 (協議終了の年月日)									
19	①平成27年10月3日 ②平成27年10月14日	1 一戸建ての住宅		○	-	△	-	-	○	○	
		①平成27年10月3日 ②平成27年10月14日									
20	①平成27年10月12日 ②平成27年10月14日	1 一戸建ての住宅		○	-	△	-	-	○	○	
		①平成27年10月12日 ②平成27年10月14日	セットバック部分を道路状に整備すること								

受付番号 21	①平成27年9月	1		△	-	○	-	-	○	○
	②平成27年10月14日	一戸建ての住宅								
受付番号 22	①平成27年9月10日	1		○	-	△	-	-	○	○
	②平成27年10月14日	セツトバック部分を道路状に整備すること								
受付番号 23	①平成27年11月9日	1		○	-	△	-	△	○	○
	②平成27年11月12日	一戸建ての住宅								
受付番号 24	①平成27年11月4日	1		○	-	△	-	△	○	○
	②平成27年11月12日	一戸建ての住宅								
受付番号 25	①平成27年11月6日	1		○	○	△	△	○	○	○
	②平成27年11月12日	共同住宅 ごみの搬出については市と協議してください 町会への加入をお願いします								

受付番号 26	①平成27年11月9日	1,3 一戸建ての住宅		○	○	○	-	△	△	○
	②平成27年11月12日									
受付番号 27	①平成27年11月3日	1 一戸建ての住宅		○	-	△	-	-	○	○
	②平成27年12月9日									
受付番号 28	①平成27年11月21日	1 一戸建ての住宅		○	△	△	-	○	○	○
	②平成27年12月9日									
受付番号 29	①平成27年11月16日	3 敷地分割		-	-	-	-	○	-	-
	②平成27年12月9日									

凡	例	○	ルールに適合している事項	△	ルールに配慮した事項
		-	ルールに関係しない事項	×	ルールに適合しなかった事項

受付番号 33	①平成28年2月9日	5 敷地分割		-	○	-	-	△	○	-
	②平成28年2月10日	全区画の敷地面積が [※] 100㎡未満となっていますので、開発区域周辺との隔離距離1mを確保してください。 2項道路の後退部分は道路状に整備し、駐車車両・障害物等がはみ出さないようにしてください。								
受付番号 34	①平成28年2月22日	1 一戸建ての住宅		○	-	△	-	-	○	○
	②平成28年3月9日	セットバック部分を道路状に整備すること。								
受付番号 35	①平成28年2月22日	1 一戸建ての住宅		○	-	△	-	-	○	○
	②平成28年3月9日	セットバック部分を道路状に整備すること。								
受付番号 36	①平成28年3月3日	1 共同住宅		○	△	-	○	-	○	○
	②平成28年3月9日	セットバック部分については道路状に整備すること 電柱の移設について関係部署と調整すること								

凡 例	○	ルールに適合している事項	△	ルールに配慮した事項
	-	ルールに関係しない事項	×	ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 平成 28 年 4 月 1 日～6 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関する事							
			1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途	
1	①申請日 (協議書類の提出年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他)	ルールの詳細な規定	○	○	-	-	-	○	○
	②確認日 (協議終了の年月日)	2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃								
2	①平成28年3月28日	建築等の用途								
	②平成28年4月13日									
3	①平成28年4月11日	1 一戸建ての住宅		○	○	△	-	-	○	○
	②平成28年4月13日									
3	①平成28年4月	1 共同住宅		-	-	-	△	-	○	○
	②平成28年5月11日		図面上でゴミ置き場の設置がないので、設置してください。 入居後は町内会にご協力ください。							

受付番号 4	①平成28年6月1日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	△	○
	②平成28年6月8日	隣接との間で間隔が不足している場所については、近隣の皆様に報告をしてください。								
受付番号 5	①平成28年6月7日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	②平成28年6月8日									
受付番号 6	①平成28年6月7日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	②平成28年6月8日									
受付番号 7	①平成28年6月7日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	②平成28年6月8日									
受付番号 8	①平成28年6月7日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	②平成28年6月8日									

凡 例	○	ルールに適合している事項	△	ルールに配慮した事項
	-	ルールに関係しない事項	×	ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会

地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール

報告対象期日 : 平成 28 年 7 月 1 日～9 月 30 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
				1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
9	①申請日 (協議書類の提出年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃	ルールの詳細な規定	○	△	△	-	-	○	○
	②確認日 (協議終了の年月日)	建築等の用途								
10	①平成28年6月13日	1 一戸建ての住宅		○	△	△	-	-	○	○
	②平成28年7月13日									
11	①平成28年7月13日	1 共同住宅		-	-	△	△	-	-	○
	②平成28年7月13日	ゴミ置き場について関係部署と協議してください。								

受付番号 12	①平成28年7月13日	1,5 一戸建ての住宅 敷地分割		-	-	△	-	○	○	○
	②平成28年7月13日	セットバック部分は道路状に整備してください。								
受付番号 13	①平成28年7月13日	1,5 一戸建ての住宅 敷地分割		-	△	△	-	○	○	○
	②平成28年7月13日	セットバック部分は道路状に整備してください。								
受付番号 14	①平成28年7月6日	1 一戸建ての住宅		-	-	△	-	-	○	○
	②平成28年7月13日									
受付番号 15	①平成28年7月5日	1 共同住宅		-	-	△	△	-	△	○
	②平成28年7月13日	ゴミ置き場について関係部署と協議してください。								
受付番号 16	①平成28年7月5日	1 共同住宅		-	△	△	△	-	△	○
	②平成28年7月13日	ゴミ置き場について関係部署と協議してください。								

受付番号 17	①平成28年7月5日	1 共同住宅		-	△	△	△	-	△	○
	②平成28年7月13日	ゴミ置き場について関係部署と協議してください。 隣接との間で間隔が不足している場所については、近隣の皆様と協議をしてください。								
受付番号 18	①平成28年7月12日	1 寄宿舎		-	-	△	-	-	-	-
	②平成28年7月13日									
受付番号 19	①平成28年8月1日	1 一戸建ての住宅		-	-	△	-	-	○	○
	②平成28年8月10日									
受付番号 20	①平成28年8月10日	1,5 一戸建ての住宅		-	-	△	-	○	○	○
	②平成28年8月10日	セットバック部分は道路状に整備してください。								
受付番号 21	①平成28年9月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	△	-	-	○	○
	②平成28年9月14日									

受付番号 22	①平成28年9月12日	1,5 一戸建ての住宅 敷地分割		-	-	△	-	○	○	○
	②平成28年9月14日									
受付番号 23	①平成28年9月12日	1,5 一戸建ての住宅 敷地分割		-	-	△	-	△	○	○
	②平成28年9月14日									
受付番号 24	①平成28年9月12日	1 一戸建ての住宅		-	-	△	-	-	○	○
	②平成28年9月14日									
受付番号 25	①平成28年9月8日	1 一戸建ての住宅		-	-	△	-	-	○	○
	②平成28年9月14日									

凡	例	○	ルールに適合している事項	△	ルールに配慮した事項
		-	ルールに関係しない事項	×	ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会

地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール

報告対象期日 : 平成 28 年 10 月 1 日～12 月 31 日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第 6、7、8、9、10、11 条) に関すること							
			1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化(隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途	
26	①申請日 (協議書類の提出年月日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他)	ルールの詳細な規定	-	△	△	-	-	○	○
	②確認日 (協議終了の年月日)	2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃								
27	①平成28年9月28日	1 寄宿舎								
	②平成28年10月12日	セットバック部分については道路状に整備してください。 電柱の移設について、関係機関と協議してください。								
28	①平成28年10月7日	1 共同住宅								
	②平成28年10月12日	セットバック部分については道路状に整備してください。								
28	①平成28年11月10日	1 一戸建ての住宅								
	②平成28年11月10日	町内会への加入をお願いします。								

受付番号 29	①平成28年11月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	△	-	-	○	○
	②平成28年11月10日									
受付番号 30	①平成28年11月8日	5 敷地分割		-	-	-	-	×	○	○
	②平成28年11月10日	ルールに適合するように検討してください。								
受付番号 31	①平成28年11月9日	1、5 一戸建ての住宅 敷地分割		-	-	△	-	△	○	○
	②平成28年11月10日	事業区域外の境界との離れを1m確保してください。								
受付番号 32	①平成28年12月13日	1 一戸建ての住宅		-	○	△	-	-	○	○
	②平成28年12月14日									
受付番号 33	①平成28年11月18日	1 一戸建ての住宅		-	-	△	-	○	○	○
	②平成28年12月14日									

凡 例	○	ルールに適合している事項	△	ルールに配慮した事項
	-	ルールに関係しない事項	×	ルールに適合しなかった事項

受付番号 4	① 平成29年5月30日	5 敷地分割		-	○	△	-	-	-	○
	② 平成29年6月14日									
受付番号 5	① 平成29年7月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成29年7月11日									
受付番号 6	①平成28年11月9日	1、 共同住宅		-	-	-	△	-	-	△
	②平成28年11月10日									
受付番号 7	①平成28年12月13日	1、5 一戸建ての住宅 敷地分割		-	-	-	-	△	○	○
	②平成28年12月14日									
受付番号 8	①平成28年11月18日	1 共同住宅		-	-	-	△	-	-	△
	②平成28年12月14日									

受付番号 4	①平成29年5月30日	5 敷地分割		-	○	△	-	-	-	○
	②平成29年6月14日									
受付番号 5	① 平成29年7月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成29年7月11日									
受付番号 6	① 平成29年7月11日	1、 共同住宅		-	-	-	△	-	-	△
	② 平成29年7月11日									
受付番号 7	① 平成29年7月9日	1、5 一戸建ての住宅 敷地分割		-	-	-	-	△	○	○
	② 平成29年7月11日									
受付番号 8	① 平成29年7月10日	1 共同住宅		-	-	-	△	-	-	△
	② 平成29年7月11日									

受付番号 9	① 平成29年10月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	-○	○
	② 平成29年10月11日									
受付番号 10	① 平成29年10月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成29年10月11日									
受付番号 11	① 平成29年11月4日	1、 一戸建ての住宅		-	-	△	-	-	-	○
	② 平成29年11月8日									
受付番号 12	① 平成29年11月8日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成29年11月8日									
受付番号 13	① 平成29年11月3日	1 共同住宅		-	-	-	△	-	-	△
	② 平成29年11月8日	現在ある通路を確保してください。 将来通り抜け通路の整備の際は、ご協力願います。								

受付番号 14	③ 平成29年11月3日	1 共同住宅	-	-	-	△	-	-	○
	④ 平成29年11月8日								
受付番号 15	③ 平成29年11月3日	1 共同住宅	-	-	-	△	-	-	○
	④ 平成29年11月8日								
受付番号 16	① 平成29年12月12日	1、 戸建て住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 平成29年12月13日								
受付番号 17	①平成29年12月12日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	②平成29年12月13日								
受付番号 18	① 平成30年1月10日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年1月10日	町内会加入をお願いします。							

受付番号 19	⑤ 平成30年1月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	⑥ 平成30年1月10日									
受付番号 20	⑤ 平成30年1月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	⑥ 平成30年1月10日									
受付番号 21	① 平成30年3月10日	1、 一戸建ての住宅		-	-	△	△	-	○	○
	② 平成30年3月14日									
受付番号 22	① 平成30年3月14日	5 敷地分割		-	-	-	-	○	○	○
	② 平成30年3月14日									
受付番号 23	① 平成30年3月14日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 平成30年3月14日									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

受付番号 4	① 平成30年7月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 平成30年7月11日									
受付番号 5	① 平成30年7月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 平成30年7月11日									
受付番号 6	① 平成30年7月11日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年7月11日									
受付番号 7	① 平成30年7月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年7月11日									
受付番号 8	① 平成30年7月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年7月11日									

受付番号 9	① 平成30年8月8日	1 長屋		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年8月8日									
受付番号 10	① 平成30年8月8日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	② 平成30年8月8日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								
受付番号 11	① 平成30年9月12日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 平成30年9月12日									
受付番号 12	① 平成30年9月12日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	② 平成30年9月12日	分割した敷地面積については、やむを得ず了承します。								
受付番号 13	① 平成30年9月12日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	② 平成30年9月12日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								

受付番号 14	① 平成30年10月10日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	-○	○
	② 平成30年10月10日								
受付番号 15	① 平成30年10月10日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年10月10日								
受付番号 16	① 平成30年10月10日	1、 一戸建ての住宅	-	-	-	-	×	○	○
	② 平成30年10月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。							
受付番号 17	① 平成30年10月10日	1、 一戸建ての住宅	-	-	-	-	×	○	○
	② 平成30年10月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。							
受付番号 18	① 平成30年10月10日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	×	○	○
	② 平成30年10月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。							

受付番号 19	③ 平成30年11月14日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	△	-	-	○
	④ 平成30年11月14日									
受付番号 20	③ 平成30年11月14日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	④ 平成30年11月14日									
受付番号 21	① 平成30年11月14日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	△	○
	② 平成30年11月14日	隣地境界線からの距離が0.5m未満の部分については、事前に隣地の合意を得てください。								
受付番号 22	① 平成30年11月14日	1 長屋		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年11月14日	電柱を敷地内に移設していただくようお願いします。								
受付番号 23	① 平成30年11月14日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成30年11月14日									

受付番号 24	① 平成30年12月1日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	② 平成30年12月12日									
受付番号 25	⑤ 平成31年1月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	⑥ 平成31年1月9日									
受付番号 26	① 平成31年1月9日	1、 寄宿舍		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成31年1月9日									
受付番号 27	① 平成31年2月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 平成31年2月13日									
受付番号 28	① 平成30年3月14日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	② 平成30年3月14日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								

受付番号 29	⑤ 平成31年2月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	⑥ 平成31年2月13日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								
受付番号 30	⑦ 平成31年2月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	⑧ 平成31年2月13日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								
受付番号 31	② 平成31年2月13日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	② 平成31年2月13日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								
受付番号 32	③ 平成31年2月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	④ 平成31年2月13日									
受付番号 33	③ 平成31年2月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	○	○
	④ 平成31年2月13日	分割した敷地面積については、やむを得ず了承します。								

受付 番号 34	⑦ 平成31年2月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	⑧ 平成31年2月13日									
受付 番号 35	⑨ 平成31年2月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	⑩ 平成31年2月13日									
受付 番号 36	③ 平成31年3月13日	1、 一戸建ての住宅		-	△	-	-	-	○	○
	② 平成31年3月13日									

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

受付番号 4	③ 令和1年5月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	① 令和1年5月9日									
受付番号 5	① 令和1年6月12日	1 共同住宅		-	-	-	△	-	○	○
	② 令和1年6月12日	電柱を敷地内に移設していただくよう、お願いします。								
受付番号 6	① 令和1年6月12日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年6月12日									
受付番号 7	① 令和1年7月16日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年7月16日									
受付番号 8	① 令和1年8月14日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年8月14日									

受付番号 9	① 令和1年8月14日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	△	○
	② 令和1年8月14日	セットバック部分について道路状整備をお願いします。								
受付番号 10	① 令和1年9月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年9月11日									
受付番号 11	① 令和1年10月9日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年10月9日									
受付番号 12	① 令和1年10月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年10月9日									
受付番号 13	① 令和1年10月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	② 令和1年10月9日	セットバック部分について道路状整備をお願いします。								

受付番号 14	① 令和1年10月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	-○	○
	② 令和1年10月9日									
受付番号 15	① 令和1年11月13日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年11月13日									
受付番号 16	① 令和1年11月13日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	② 令和1年11月13日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								
受付番号 17	① 令和1年11月13日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	○	○
	② 令和1年11月13日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								
受付番号 18	① 令和1年12月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和1年12月11日									

受付番号 19	① 令和1年12月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和1年12月11日									
受付番号 20	① 令和2年1月8日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	△	○
	② 令和2年1月8日									
受付番号 21	① 令和2年1月8日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	△	○
	② 令和2年1月8日									
受付番号 22	① 令和2年1月8日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	△	○
	② 令和2年1月8日									
受付番号 23	① 令和2年1月8日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	△	△	○
	② 令和2年1月8日									

受付番号 24	① 令和2年1月8日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年1月8日								
受付番号 25	① 令和2年2月12日	1 共同住宅	-	-	-	-	○	○	○
	② 令和2年2月12日								
受付番号 26	① 令和2年2月12日	1、 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年2月12日								
受付番号 27	① 令和2年2月12日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年2月12日								
受付番号 28	① 令和2年3月18日	1 診療所 共同住宅	-	-	-	-		○	○
	② 令和2年3月18日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。							

凡 例 ○ ルールに適合している事項

△ ルールに配慮した事項

- ルールに関係しない事項

× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 令和2年4月1日～令和3年3月31日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第6、7、8、9、10、11条)に関すること							
	①申請日 (協議書類の提出 年月日) ②確認日 (協議終了の年 月 日)	行為の種類 1 建築(新築・増築・ 改築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 ----- 建築等の用途	ルールの詳細な規定	1) ブロック塀の改善	2) 角地の隅切り	3) 道路沿いの緑化 (隣地境)	4) 共同住宅の場合のワンルーム	5) 敷地分割の面積の最低限度	6) 敷地境界線からの壁面後退	7) 建築物の用途
受付番号 1	① 令和2年4月8日	1 教会 一戸建て住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和2年4月8日									
受付番号 2	① 令和2年4月8日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年4月8日									
受付番号 3	① 令和2年6月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年6月10日	隅切の設置について、協力をお願いします。								

受付番号 4	③ 令和2年6月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	① 令和2年6月10日									
受付番号 5	① 令和2年7月8日	1 共同住宅		-	-	-	△	-	○	○
	② 令和2年7月8日									
受付番号 6	① 令和2年8月12日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和2年8月12日									
受付番号 7	① 令和2年9月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和2年9月9日									
受付番号 8	① 令和2年9月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	△	○
	② 令和2年9月9日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								

受付番号 9	① 令和2年9月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和2年9月9日									
受付番号 10	① 令和2年9月9日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和2年9月9日									
受付番号 11	① 令和2年10月14日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年10月14日									
受付番号 12	① 令和2年10月14日	1 一戸建ての住宅 (敷地分割)		-	-	-	-	×	△	○
	② 令和2年10月14日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。 壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。								
受付番号 13	① 令和2年11月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年11月11日	セットバック部分について道路状整備をお願いします。								

受付番号 14	① 令和2年12月9日	1 一戸建ての住宅 (敷地分割)		-	-	-	-	×	△	○
	② 令和2年12月9日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。 壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。								
受付番号 15	① 令和2年12月9日	1 教会 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	△	○
	② 令和2年12月9日									
受付番号 16	① 令和2年12月9日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和2年12月9日									
受付番号 17	① 令和2年12月9日	1、 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和2年12月9日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。								
受付番号 18	① 令和1年12月11日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和1年12月11日									

受付番号 19	① 令和3年1月13日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 令和3年1月13日								
受付番号 20	① 令和3年1月13日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	-	○	○
	② 令和3年1月13日								
受付番号 21	① 令和3年1月13日	1、 一戸建ての住宅	-	-	-	-	×	△	○
	② 令和3年1月13日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。 壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。							
受付番号 22	① 令和3年1月13日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	×	△	○
	② 令和3年1月13日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。 壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。							
受付番号 23	① 令和3年2月10日	2 開発（戸建て13棟）	-	-	-	-	×	-	○
	② 令和3年2月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。							

受付番号 24	① 令和3年2月10日	1 共同住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和3年2月10日									
受付番号 25	① 令和3年2月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	△	○
	② 令和3年2月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。								
受付番号 26	① 令和3年3月10日	1、 共同住宅		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和3年3月10日	電柱の敷地内への移設をお願いします。 セットバック部分の道路状整備をお願いします。								
受付番号 27	① 令和3年3月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	△	○
	② 令和3年3月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。								
受付番号 28	① 令和3年3月10日	1 一戸建ての住宅		-	-	-	-	×	△	○
	② 令和3年3月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。								

受付番号 29	③ 令和3年3月10日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	△	○	○
	④ 令和3年3月10日	分割した敷地面積についてやむを得ず了承します。							
受付番号 30	③ 令和3年3月10日	1 一戸建ての住宅	-	-	-	-	×	△	○
	④ 令和3年3月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。							
受付番号 31	② 令和3年3月10日	1、 一戸建ての住宅	-	-	-	-	×	△	○
	② 令和3年3月10日	分割した敷地面積についてルールに適合していません。再検討をお願いします。壁面後退が0.5m未満の部分があるため、隣地の了承を取ってください。							

凡 例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項

地域まちづくり組織名 : 滝頭・磯子まちづくり協議会
 地域まちづくりルール名 : 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
 報告対象期日 : 令和3年4月1日～令和4年3月31日

項目	手続き事項	建築等行為の概要	滝頭・磯子地区地域まちづくりルール (第6、7、8、9、10、11条) に関すること							
	①申請日 (協議書類 の提出年月日) ②確認日 (協議終了 の年月日)	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改 築・その他) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 用途の変更 6 基準法の道路の改廃 建築等の用途	ル ー ル の 詳 細 な 規 定	1) ブ ロ ッ ク 塀 の 改 善	2) 角 地 の 隅 切 り	3) 道 路 沿 い の 緑 化 (隣 地 境)	4) 共 同 住 宅 の 場 合 の ワ ン ル ー ム	5) 敷 地 分 割 の 面 積 の 最 低 限 度	6) 敷 地 境 界 線 か ら の 壁 面 後 退	7) 建 築 物 の 用 途
受付 番号 1	① 令和3年4月5日	1		-	-	-	-	x	○	○
	② 令和3年4月14日	一戸建て住宅	ルール第9条の敷地面積の基準に適合していません。再検討をお願いします。							
受付 番号 2	① 令和3年4月5日	1		-	-	-	-	x	○	○
	② 令和3年4月14日	一戸建ての住宅	ルール第9条の敷地面積の基準に適合していません。再検討をお願いします。							
受付 番号 3	① 令和3年4月1日	1		-	-	-	-	○	○	○
	② 令和3年4月14日	一戸建ての住宅、教会								

受付番号 4	① 令和3年5月8日	1			-	-	-	-	-	○	○
	② 令和3年5月12日	一戸建ての住宅									
受付番号 5	① 令和3年4月21日	1			-	○	-	-	-	○	○
	② 令和3年5月12日	一戸建ての住宅									
受付番号 6	① 令和3年6月8日	1			-	-	-	-	△	○	○
	② 令和3年6月10日	一戸建ての住宅	ルール第9条の敷地面積の基準に適合していませんが、諸状況によりやむを得ないものとして認めます。 セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。								
受付番号 7	① 令和3年8月5日	1			-	-	-	-	○	△	○
	② 令和3年8月13日	一戸建ての住宅	ルール第10条の敷地境界からの壁面後退の基準に適合していないため、再検討若しくは隣接敷地の地権者等より、書面による合意を得てください。 ルール第5条より、ゴミ出しのルールについて、近隣住民・町内会と打合せを行ってください。								
受付番号 8	① 令和3年8月5日	1			-	-	-	-	○	△	○
	② 令和3年8月13日	一戸建ての住宅	ルール第10条の敷地境界からの壁面後退の基準に適合していないため、再検討若しくは隣接敷地の地権者等より、書面による合意を得てください。 ルール第5条より、ゴミ出しのルールについて、近隣住民・町内会と打合せを行ってください。								

受付番号 9	① 令和3年8月5日	1			-	-	-	-	△	△	○
	② 令和3年8月13日	一戸建ての住宅	ルール第10条の敷地境界からの壁面後退の基準に適合していないため、再検討若しくは隣接敷地の地権者等より、書面による合意を得てください。 ルール第5条より、ゴミ出しのルールについて、近隣住民・町内会と打合せを行って下さい。 セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。								
受付番号 10	① 令和3年8月5日	1			-	-	-	-	△	△	○
	② 令和3年8月13日	一戸建ての住宅	ルール第10条の敷地境界からの壁面後退の基準に適合していないため、再検討若しくは隣接敷地の地権者等より、書面による合意を得てください。 ルール第5条より、ゴミ出しのルールについて、近隣住民・町内会と打合せを行って下さい。 セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。								
受付番号 11	① 令和3年11月8日	1			-	-	-	-	-	△	○
	② 令和3年11月10日	一戸建ての住宅	電柱の道路際等への移設について、行政や関係機関と協議を行って下さい。 セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。								
受付番号 12	① 令和3年10月13日	1			-	×	-	-	-	○	○
	② 令和3年11月10日	これに類するもの	セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。 隅切りについて、可能な限りご協力下さい。								
受付番号 13	① 令和3年11月22日	1			-	-	-	-	-	△	○
	② 令和3年12月8日	一戸建ての住宅	セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。 ルール第10条の敷地境界からの壁面後退の基準に適合していないため、再検討若しくは隣接敷地の地権者等より、書面による合意を得てください。								

受付番号 14	① 令和3年12月3日	1		-	-	-	-	△	○	○
	② 令和3年12月8日	一戸建ての住宅	ルール第9条の敷地面積の基準に適合していませんが、諸状況によりやむを得ないものとして認めます。 ゴミ出しについては近隣の住民と打合せを行ってください。							
受付番号 15	① 令和3年12月3日	1		-	-	-	-	×	○	○
	② 令和3年12月8日	一戸建ての住宅	ルール第9条の敷地面積の基準に適合していません。再検討をお願いします。							
受付番号 16	① 令和3年12月3日	1		-	-	-	-	△	○	○
	② 令和3年12月8日	一戸建ての住宅	ルール第9条の敷地面積の基準に適合していませんが、諸状況によりやむを得ないものとして認めます。 ゴミ出しについては近隣の住民と打合せを行ってください。							
受付番号 17	① 令和3年12月9日	1		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和4年1月12日	長屋	セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。 ゴミ出しについては近隣の住民と打合せを行ってください。							
受付番号 18	① 令和3年12月23日	1		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和4年1月12日	一戸建ての住宅	セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。							

受付番号 19	① 令和4年1月29日	1		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和4年2月9日	一戸建ての住宅	セットバック部分について行政と協議し、道路状に整備してください。 ゴミ出しについては近隣の住民と打合せを行ってください。							
受付番号 20	① 令和4年1月6日	1		-	-	-	-	-	○	○
	② 令和4年1月12日	貸店舗	ゴミ出しについては近隣の住民と打合せを行ってください。							

凡例	○ ルールに適合している事項	△ ルールに配慮した事項
	- ルールに関係しない事項	× ルールに適合しなかった事項